

社会資本整備審議会建築分科会

第22回建築環境部会及び第19回建築基準制度部会合同会議

令和3年12月7日

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。事務局です。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ会議による開催としております。委員の皆様は、原則としてカメラはオンにしたままでお願いいたします。また、マイクのほうはミュートにさせていただきまして、御発言の際にマイクをオンにさせていただきますようにお願いします。

資料は事前に電子データで委員の皆様にお送りさせていただいておりますので、お手元に御用意ください。

また、本日はウェブで別途生中継しておりまして、傍聴の方がおられますので、よろしく御承知おきをお願いいたします。

資料及び議事録については、国土交通省のホームページ上で公開することとしております。特に議事録は、委員の皆様にご確認いただいた上で、委員の名前を伏せた形で公開いたしますので、この点につきましてもあらかじめ御了承ください。

それでは、開会に先立ちまして、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

配布資料一覧にございますように、まず議事次第のほか、合同部会としての報告案、25ページまであるものが資料1-1でございます。資料1-2としてその概要、カラーの一枚紙、報告案の概要でございます。資料1-3がその参考資料ということで、パワーポイントのスライドの最後が115ページのもの、それから資料2-1として新しい資本主義実現会議緊急提言（抜粋）という一枚もの、資料2-2としてコロナ克服・新時代開拓のための経済対策（抜粋）、これも一枚もの。それから資料3、建築分科会、建築環境部会、建築基準制度部会における検討スケジュールについてという縦の一枚もの。

あと参考資料といたしまして、参考資料1と参考資料2が建築環境部会と建築基準制度部会の委員名簿、参考資料3が社会資本整備審議会令、それぞれ一枚もの。それから参考資

料4として、建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の検討についてというカラーのスライドで、最後が9ページのもの。

以上をお配りいたしております。欠落等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしゅうございますか。

委員の御紹介については、建築環境部会、建築基準制度部会の委員の皆様は、参考資料1及び参考資料2のとおりでございます。これらの委員名簿をもって委員の先生方の紹介に代えさせていただきます。

続きまして、定足数の確認ですが、本日は建築環境部会及び建築基準制度部会の合同会議として開催させていただいております。建築環境部会につきましては、部会委員及び臨時委員11名のうち9名、建築基準制度部会につきましては、部会委員及び臨時委員14名のうち10名の方の御出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条により、両部会、いずれの部会も成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本委員の〇〇委員、〇〇委員、臨時委員の〇〇委員におかれましては、所用のため御欠席との連絡をいただいております。そのほか数名の委員の方が遅れて御出席、ないし途中で御退席いただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これから議事に入ります。以後の議事運営につきましては、両部会の部会長にお願いします。

部会長、よろしく願いいたします。

**【部会長】** 今日、委員の皆様には大変お忙しいところ御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿いまして、議事を進めさせていただきます。

本日の議事は、脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策のあり方（第三次報告案）、建築基準制度のあり方（第四次報告案）についてです。

前々回の10月4日の建築分科会、建築環境部会、建築基準制度部会の合同会議では、脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策と建築基準制度のあり方について、特に現状と課題に関して御議論をいただきました。また、前回の10月29日の本部会の合同会議では、事務局から、各論点ごとに具体的内容が示され、その内容について熱心な御議論をいただきました。

本部会の合同会議では、今後、年度内に取りまとめを予定している社会資本整備審議会の答申に向けて、両部会としての報告を取りまとめ、建築分科会に報告することになります。

つきましては今日の合同会議では、これまでの議論を踏まえ、事務局において作成した報告案について御議論いただきたいと思います。

事務局から資料1から資料2を説明いただき、その説明を受けた後、各委員より御意見をいただきたいと思います。

では、資料の説明を事務局からお願いいたします。

**【事務局】** ありがとうございます。

それでは、私から資料1-1を中心に説明させていただきたいと思っております。1-1はこれまで議論させていただいたことを文章、報告案の形で取りまとめたものでございます。

まず全体像としまして、1ページに目次のようなものがありますけれども、報告のタイトルとしましては、「脱炭素社会の実現に向けた」という冠をつけた形の報告案の仮称としております。構成としましては、最初にⅠのはじめにということで、省エネについてがⅡでありまして、内容としましては、これまで議論しました現状と課題、講ずべき施策ということで、それが対になった形で記載しております。同様にⅢがCO<sub>2</sub>貯蔵に向けた木材利用ということで、現状と課題、講ずべき施策ということです。さらにⅣがストックの長寿命化ということで、同様でございます。最後に引き続き検討すべき課題と、おわりにということで、締めております。

それでは、「はじめに」ですけれども、あまり細かく読み上げはもうしませんが、背景として、2050年カーボンニュートラル、それからその途中経過である、2030年の46%削減といった政府の目標について。あと、その中で建築物分野でどういうふうな目標かということで、真ん中のほうに中期目標が889万キロリットル削減することが割り当てられているという状況です。

そうした中で政府の経済対策につきましては、資料1-2とか2-2ということで一枚紙を配らせていただいておりますが、新たな経済対策におきまして、建築物分野における脱炭素化について法案の次期国会提出を目指すと記載されている状況でございます。それから木材利用につきましては、前通常国会におきまして木材利用法が改正されまして、これも「脱炭素社会に」というふうな冠が掲げられて、民間建築物も含めて木材利用を進めていくというふうになっております。

4ページ目ですけれども、そういった背景の中で、これまで省エネと建築基準とそれぞれについてこの審議会で過去議論してきた経過が書かれておりまして、今回は先ほど申しま

した背景の下に、5ページにありますように3本柱としていますけれども、省エネ、木材利用、ストックの長寿命化という構成で取りまとめております。

6ページ目から具体的な内容ですけれども、現状と課題はこれまで2回にわたっていろいろ御議論していただきましたので、飛ばしながらにしたいと思いますが、現状の建築物省エネ基準の対象としましては、6ページの真ん中の表にありますように、中・大規模の非住宅建築物が現在適合義務ということで対象となっております、住宅については届出義務、小規模なものについては、非住宅も住宅も建築士による説明義務がこの4月からスタートしている状況でございます。

そういった背景と、7ページ目の表2にありますように、特に住宅は適合義務とはなっておりませんが、300平米未満の小規模住宅は87%の省エネ適合率という状況になってきておりますし、住宅全体でも81%と率が上がってきている状況。あと、省エネにするための追加コストという意味でも、0.2%から0.5%にとどまって低くなってきていることから、今、適合義務を課したとしても過大な負担とはならないのではないかと考えられるというふうにしております。

ただ一方で、7ページの下の方の表3にありますように、対象の件数が現在、中・大規模の非住宅で合計1万4,000棟程度のレベル、これは令和2年度の値ですけれども、それに比べて住宅、特に小規模の住宅が40万棟近くあるということで、今、適合義務以外のものが44.5万棟レベルに増えるということで、そういう意味で、全体で適合義務化になりますと、申請側も審査側も負担軽減という観点が重要になってくると思っております。

それから、(2)は引上げについて背景を書かせていただいております、あり方検討会や閣議決定された地球温暖化対策計画の中でも、水準をZEHレベルに引き上げていくというふうなことが示されていることと、あと表示制度についても同様に記載されている状況です。後で対策のほうで述べますので、ここら辺の背景は飛ばさせていただきたいと思っております。

9ページの真ん中、ちょっと上のほうにありますように、表示の義務化をめぐるまは、現在は売ったり貸したりするときに事業者の努力義務というのが建築物省エネ法にあるわけですけれども、議論としてこうした意見、指摘があるということで、耐震性などほかにも重要な性能がある中で、省エネについてだけ表示を義務づけるのはバランスを欠くのではないかなどといった様々な御意見、御指摘もいただいている状況でございます。

あと、9ページの下の方は「建築主への情報提供」ということで、この4月から、小規

模建築物について建築主が省エネ基準に合っているかどうかという説明義務がスタートしている状況ですけれども、それによって行動変容しているとアンケートで答えている方も24%とか、それなりに寄与しているのではないかという話もありますし、また、建築士の資質の向上にも効果があったのではないかという御指摘もございます。これを全部義務化することになりますと、最低限の省エネ基準への適合の説明義務という制度自体は不要になってしまうと考えられますけれども、ただ一方で、性能の向上について一定のそういった建築士の関与、説明というふうなことは重要な観点ではないかという背景がございます。

10ページはストックについてですが、とにかく住宅については、空き家を除いて5,000万戸ありまして、そのうち87%が省エネ基準を満たしていないという状況で、これを何とかしていかなければいけないということです。様々な課題があるということを書かせていただいております。

11ページの現状と課題、再生可能エネルギーについての課題ですけれども、ここでは地球温暖化対策計画を10月に閣議決定しましたが、その中でも2050年において設置が合理的な住宅建築物には設置が一般的になることを目指す、2030年におきましては、新築戸建て住宅の6割に太陽光を設置することを目指すというふうなことが記載されております。FIT制度なども進めているところですが、現在のところは新築戸建てで2割程度にとどまっております、ハウスメーカーでは5割近くあるものの、一般工務店さんでは、注文戸建て1割程度、分譲戸建てでは1%程度にとどまっているということで、6割というのはなかなか野心的な数字だと考えられます。

あと、様々な議論がありましたけれども、太陽光となりますと、地域の気候条件や建築物の立地条件にも大きく左右されたり、地域の景観等にも配慮する必要があるといった御意見があったかと思えます。

12ページ、講ずべき施策でございますけれども、そうした背景や課題などを受けまして、(1)の①にありますように適合義務制度の対象拡大ということで、2025年度以降に新築される、原則全ての建築物を対象に義務づけるとしております。2)にありますように、居室を有しない建築物や文化財など、これまでも届出制度等で適用除外とされていたものは引き続き除外するということと、ごく小規模な10平米以下についても対象外とするという方向でいかがかというふうにしています。

②につきましては、それと併せて推進すべき施策ということで、先ほど申しました申請側、審査側の負担軽減のために策を講じなければいけないわけですが、1)に書いてあり

ますように、省エネ基準の適合の審査は建築基準法の確認検査と連動するような形、整合した形にするということを基本としまして、その上で今、省エネ適判という計算を専門的にやっていますけれども、小規模なもの、仕様基準でいけるようなものについては省エネ適判を要しないと。建築主事や指定確認検査機関が確認するという形でいってはどうか、さらに仕様基準のさらなる簡素化・合理化を進めると。同時に未習熟事業者等も含めた体制整備に万全を期すと。5) は、財政上などの支援措置について書かせていただいています。

(2) のより高い省エネ性能の確保ということで、省エネ基準を段階的に引き上げていくことが必要だということで、13ページにまいりますけれども、速やかに現在の誘導基準や低炭素建築物の認定基準、長期優良住宅の認定基準が今はZEH・ZEBレベルではないものですから、それを引き上げてZEH・ZEBレベルに整合させていくと。それとともに、住宅性能表示制度におきましても、多段階の、より上位等級の断熱等級を設定する方向で考えられています。

あと、住宅トップランナー制度につきましては分譲マンションを追加して、トップランナー基準もZEHレベルでないものがありますから、引上げを図ると。建築士の説明につきましては、先ほど申しましたように、それ自体は義務化したら廃止するということになると思うんですけれども、ただ3) で、一層の向上についての説明は必要なのではないかということで、それを図るというふうにさせていただいています。

4) で、表示につきましては販売や賃貸を行う事業者が表示すべき事項等を国が定めて、それによって、やっただけでない事業者は勧告等を行うといった強化を図るとしております。

5) は、現在評価されていない省エネ技術の評価方法を整備すると。共同住宅の外皮性能の評価についても、実態を踏まえて検討を行うとしております。

6) は、建材や設備についてさらなる普及やコスト低減を図る。

7) は、引き続き支援の協力を図るとしてあります。

(3) の既存建築ストックの省エネについてですけれども、13ページの下にありますような考え方を書かせていただいております。増改築をする場合には、過度な負担となって増改築そのものが停滞しないように、増改築部分のみに省エネ基準の適合を求めるなどの合理的な規制としてはどうか。

2) では、改修を促進するとともに、耐震性がないようなものについては、耐震改修と合わせたような改修とか、いっそのこと建て替えとかいったことを図るべきではないかとし

ています。

3) は、さらにそういった改修のための支援の充実を図るとしております。

②として、併せて推進すべき施策としましては、これは集団規定の話ですけれども、高さや建蔽率、容積率、やむを得ない場合は許可の対象にする制度を導入する。また、既に実績があるものについては、ルール化を進めることで審査会の同意も不要とするような円滑化を図るとしてあります。

(4) の再生可能エネルギーにつきましては、ここは前回より具体的に書かせていただいておりますが、1) で、地方公共団体が再エネの利用に効果的な区域について計画を定め、その区域内で建築士から建築主に対する再エネ設備の効果等の説明義務を課するような制度を創設してはどうかと。また、同様にその区域内におきましては、集団規定の高さ制限等について許可を可能とする制度を導入してはどうかとしております。

3) はその区域とは違う話ですけれども、低炭素建築物の認定基準について、今は再エネの導入を要件化していなくてワン・オブ・ゼムなのですが、それを要件化するとしております。

4) としましては、支援の継続ということで書かせていただいております。

以上が省エネパートでして、次にCO<sub>2</sub>グループですけれども、Ⅲの木材利用の促進という16ページからでございます。

現状と課題、講ずべき施策がバラになっておりますので、現状と課題は飛ばさせていただきますけれども、高さの問題とかはありますが、特に16ページの下半分のところで、これまでの4号特例の話を手帳に書かせていただいております。ちょっと触れますと、現在は2階以下かつ延べ面積500平米以下の木造建築物については、都市計画区域外については確認対象、検査対象になっておりませんし、都市計画区域等の中であっても、構造等の仕様規定等について、「4号特例」と呼ばれております審査省略制度が設けられております。これにつきましては昭和58年に設けられた制度ですけれども、当時は体制が十分でなかったということもあって設けられたと思っておりますが、現在は民間開放されていて十分に実施体制は整っているということ。あと、4号特例の対象となっているもので、壁倍率などで不適切な事案が断続的に発生している背景があるということで、これは姉齒事件とかがありましたけれども、過去の審議会でも早めに見直すべきではないかという議論はされておりましたが、現場の混乱等もあって今はまだ引き続き検討すべき課題だと位置づけてきている状況です。

飛ばしまして、17ページの(2)は中大規模建築物の木造利用をさらに推進するために防火規定などの課題があると書かせていただいています。

講ずべき施策として18ページの中段からですけれども、階高の高い木造住宅等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化ということで、3階建てのうち簡易な構造計算、つまり許容応力度計算によって構造安全性が確かめられる範囲について、現行では13メートル、あるいは軒高9メートル以下としておりますが、これを16メートル以下に見直すとしております。それから、これは建築士の業務独占の範囲にも連動しておりまして、二級建築士も16メートル以下までなら設計・工事監理できると改めてはどうかということでございます。

19ページに移りますけれども、小規模木造建築物の構造規定の整備と建築確認・検査の対象の見直しということで、建物が重量化しているということで、1)では壁量を見直すということが書かれており、これは具体的には政令改正になります。

2)が大きく改正されるところですが、この際、審査省略の対象となっている範囲を縮小しまして、現行の非木造の建築物の対象と統一化するというので、具体的には、階数が2以上または延べ面積200平米超の建築物は、都市計画区域内外にかかわらず、確認検査で審査する対象にしまして、省エネ基準とともに構造安全性も審査の対象とするということでございます。その際には申請者側、審査側の周知・習熟等をきめ細かく行って、オンライン化などの推進も含めて負担軽減を図るとしてございます。

なお書きで書いておりますけれども、特定行政庁にはこれまでの4号建築物しか審査をしていないと。限定特定行政庁というのがありますけれども、これが4号の概念が変わると、その守備範囲も変わってくるということですが、これにつきましては業務の継続性も考えて従来どおりとしてはどうか、適切であるという形にしております。

3)ですけれども、構造計算が必要となる建物は今500平米超ですけれども、300平米超になりますと非住宅の用途が主になってきてまして、中には大空間のものも含まれることとなりますので、300平米超のものは構造計算が必要だというふうに拡大するとしてございます。

4)は、伝統的木造につきましては、限界耐力計算を行って通しているという状況が一部にありますけれども、これについては構造設計一級建築士が設計あるいは関与した上で、審査側も、構造適判の資格者が見た場合には、構造計算適合性判定までは要しないというふうにしてはどうかとしてございます。



19ページ下のほうの中大規模の木造化等につきまして、これは防火規定の合理化でございまして、3,000平米超につきましては、次の20ページにわたって書いておりますけれども、前回の基準法の改正、30年改正で導入しました新たな燃えしろ設計、火災時倒壊防止構造というのがあるわけですが、これは消火の円滑化の措置が講じられるとともに、小割の防火区画とすることで一気に火災が広がらないという構造で、準耐火構造、木のあらわしで実現できるようなものにしております。この火災時倒壊防止構造であれば、3,000平米を超えたとしても一気に全体に火災が広がるわけではないと考えられるので、それは許容していいのではないかとという話と、あと外壁、外側に高い耐火性能を要求することで、中は火がより使えるというふうな形で3,000平米を超えてもいいのではないかとといった形で、法律21条の第2項ですけれども、今、それ自体を性能規定化してはどうかということを考えております。

2)につきましては政令マターですけれども、階数に応じて耐火構造の耐火時間が1時間刻みになっていまして、上から数えて4層は1時間、それを超えると2時間というふうにいきなり1時間上がるわけです。例えば15階建て、上から数えて15階までは2時間となるわけですが、1時間飛ばしではなくて間を取って、例えば9階ぐらまでは90分でいいのではないかとというふうな防火の専門家の御意見も伺いながら、それを政令で考えたいと思っております。あと同時に、先ほどの燃えしろ設計、新たな手法については仕様規定を充実して、複雑な計算をしなくてもいいようにできればと思っております。最後は財政措置について書かせていただいています。

20ページ、②の部分的な木造化の推進につきましては、木造化が局所的に限られて、その周りをしっかり防火区画にしたりする場合には、ほかへの影響がないので、その分、防火区画の中は木造を自由に使ってもいいような形にできないかということ。あと、同一敷地内で建物がつながってはいるものの、十分に耐火性のある壁や、十分な離隔距離を有する渡り廊下でつなげる場合は別棟扱いにして、構造と同じように、防火についても別棟というふうな概念を入れて、規定の適用を合理化できないかということでございます。

3)は防火壁や防火床につきまして、これは木造の建築物では1,000平米ごとに区画となっておるのですが、木造と非木造がつながっている場合、非木造の部分が引っ張られるということがありますので、そこをきちっと区画した場合には、非木造の部分は1,000平米ごとの区画は必要ないというふうにしてはどうかということです。

4)は財政的な支援などで、加速を図ってはどうかと書かせていただいています。

最後はCO<sub>2</sub>パートで長寿命化についてですが、22ページに現状と課題、既存不適格建築物の対応をどうするかという話と、あと応急仮設建築物がコロナにおいて検査施設などができてから、来年の夏ぐらいでちょうど期限を迎えますので、コロナ対策の必要性を課題として書かせていただいています。

22ページの最後に講ずべき施策の方向性ということで、既存不適格建築物について、その遡及の考え方をさらに合理化を図るということで、まずは先ほど申し上げた離隔距離を設けるなど、防火ベットの扱いができるものについては、同様に防火についての既存不適格建築物についても合理化してはどうかという観点。それから、長寿命化や省エネ化に必要な外壁や屋根だけを断熱化するとかいった大規模修繕、模様替えに当たるようなものについて、外側をやれば、中の防火避難規定が合っていない場合はそこも直さなければいけないという現状になっていますけれども、内部の関係ないところまでは遡及適用しなくていいのではないかという観点でございます。

それから、同様に小規模増改築、ちょっとした省エネとかに必要な設備を置くための増改築についても許容していいのではないかと。あと部分的なテナントの入替えによって用途変更が起こるような場合、入れ替えないテナントも含めて全部一気に用途変更、内装制限を合わせなければいけないという現状をもうちょっと合理化できないかと。それから、集団規定についても接道義務や道路内建築制限について、今は大規模修繕、模様替えの対象、緩和の対象になっていませんので、その見直しをしてはどうかと。

②につきましては、これも集団規定ですけれども、一団地の総合的設計制度や連担建築物設計制度についても、大規模修繕・模様替えを追加してどうかということです。

③は採光規定についてですけれども、有効な明るさの確保を前提に、今は7分の1ということが法律で書かれておりますが、それについて合理化すると。

④は応急仮設建築物について2年3か月という期限がありますが、公益上やむを得ない、また安全上支障がないと特定行政庁が認める場合にはさらに延長することができる仕組みを導入してはどうか。

最後は財政支援について書かせていただいています。

以上が中身でして、最後のVにつきましては、引き続き検討すべき課題としまして、6つほど掲げさせていただいています。

1つ目は、非住宅建築物の質の向上を誘導するような政策のあり方。

2番目につきましては既存ストック対策ということで、基本建築基準法はハードによる

対策が中心ですけれども、ハードによらない、ソフトも含めた代替策を講ずるような、そういった手法がないかという議論があるのではないかということ。

3番目は、引き続き木造化の推進に当たって、今回は主要構造部の規定で合理化に努めていますけれども、さらに進めることができないか。あるいは木材の利用が評価されづらいといった課題に対応するようなことができないか。

4番目としては、これは省エネも含め、新材料・新技術の導入の促進のあり方。

5番目は集団規定、6番目は人材、技術者、資格者のあり方としております。

最後の「おわりに」のところには、国交省がそういったことを踏まえてしっかりやってくと。国民一人一人が必要をちゃんと理解して取り組んでもらうように、意識改革に取り組んでやってくださいというふうなことで締めさせていただきます。

あと、資料2-1や2-2はお配りしているので、参考までに御覧ください。今申し上げた報告の概要を資料1-2ということで、一枚紙にポイントをまとめたものを用意させていただきます。

取りあえず、私からの説明は以上でございます。

**【部会長】** ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見を承りたいと思います。

今日は多数の委員に御出席をいただいております。毎回ですけれども、なるべく多くの委員の方から御発言をいただきたいと思いますので、簡潔に御意見をお願いしたいと思います。御発言いただける方は、ウェブ会議システムの「手を挙げる」という機能で挙手をお願いしたいと思います。また、発言に当たっては、各委員お名前をおっしゃっていただいた上で、該当する資料の論点番号やページ番号——今回はページ番号が一番よろしいかと思いますが——をお示しいただいてから御発言いただければと思います。

また前回と同様、大部の報告案となっておりますので、まず資料1-1の報告案の15ページまで、省エネ関係、前回と同じですけれども、そこまで一旦区切って、その後16ページ以降についての御意見、御質問を承りたいと思います。

それでは、手をお挙げいただいた方の順にお願いしたいと思います。まず〇〇先生、御発言をお願いします。

**【〇〇委員】** まず、全体によくおまとめいただきありがとうございます。全体を見て思ったんですけれども、今回、規制をするために書かれた文章なのはしようがないと思うのですが、規制することがすごく強調されていて、「建築物の質の向上」という大事なことが、

ちらちらと言葉には出てきているけれども、何か具体的な話がないと感じられます。そもそも「建築物の質の向上」を確保しつつ、こうした目的に向かってやっていくというようなところをもう少し加筆していただけないかと思いました。例えば健康とかについてもあまり触れられていないですが、このまとめは委員会の意思表示みたいなものだと思うので、その部分の記述はもう少しあってもいいのではないかと思った次第です。

それに関連しますけれども、15ページまでで言うと13ページ、3)の10行目から、全ての建築物を対象として説明の促進を図るとあり、そのあと「なお、説明義務制度はそれに伴い廃止する」と書かれています。意図は分からなくはないのですが、前回の会議でのお話でもあったように、説明義務制度がすごく効果を発揮していると聞きましたし、私もそう感じているところですので、例えば、「説明義務制度は廃止するけれども、国交省としてより一層の説明促進を図る」とか、もうちょっと前向きな書き方にしていただけないか。規制を変えることを淡々と説明するよりは、例えば3)の文章を前後逆にするだけでも雰囲気は違ってくると思うのですが、どういう方向にこの報告書が向かっていくのかというビジョンと併せて書いてほしいと感じた次第です。

それから、14ページの(4)建築物における再生可能エネルギーの利用促進ですが、これについてはここまでしか書けないのでしょうかというところで、国交省として打てる手がここまでということでしょうけれども、今までの過去の委員会にも出てきた私としては、もうちょっと前向きに、普及・拡大を図るということを積極的に書いてほしいと思っているところです。以上です。

**【部会長】** ○○先生、ありがとうございます。3点御意見をいただきましたけれども、最初の件に関しては初めのところで書いていただくのがよろしいかと思いました。それから、2番目の13ページのところは提案もいただいたように、「なお、現行の小規模に対する制度は廃止することになるが、この制度はよかったので」云々という、確かに逆転させた書き方がよろしいかと私も思いました。最後におっしゃられた点は、今回はこの趣旨が制度改正に伴って何をしたらいいかを中心に書かれているので、○○先生が言われたように、全体の施策に関して少しトーンが弱いかという気はしますけれども、その辺はもう一度事務局には御検討いただきますが、特に強い意見ではないと聞かせていただいてよろしいでしょうか。

**【事務局】** 説明上は飛ばしておりますけれども、11ページの再エネの現状と課題のところ、全体にわたって再エネ利用促進を図ることが必要だということは最初に打ち出し

ておりますので、説明上はそこまで申し上げませんでした、そういったことも御理解いただければと思います。

**【部会長】** ありがとうございます。11ページの(4)がかなり長い文章になっているという事務局からの補足でした。ありがとうございます。

続いて〇〇委員、お願いできますか。

**【〇〇委員】** 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、11ページと14ページに記載されている再生可能エネルギーの利用促進についての意見です。11ページの現状と課題にも記載があるとおり、地域性とか立地条件、あとは景観規制の制約等によって、太陽光パネルをなかなか有効に活用できないようなケースもあるのではないかと御指摘があります。我々としてはオンサイトではなくて、オフサイトからの調達ということもぜひ視野に入れて、今後、継続的な協議とか検討をお願いしたいと思っております。以上でございます。

**【部会長】** ありがとうございます。大変ごもつともな御意見だと思っておりますので、承ったということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

続いて〇〇委員、お願いいたします。

**【〇〇委員】** ありがとうございます。様々な御意見等を含めておまとめいただき、ありがとうございました。少々細かい点も含めて、2点ほどコメントさせていただきたいと思っております。

まずは12ページの(1)の②、③にありますけれども仕様基準の簡素化・合理化についてです。こちらについては、外皮と一次エネの両方を指すという理解ですが、設計者にとっても、恐らく外皮と一次エネでは計算に係る労力なども違いますし、性能基準と仕様基準のどちらで評価したら効率的かといった傾向も異なっているように思われます。例えば住宅の一次エネについては、現行の仕様基準は用途間のトレードオフが不可能であるなど、評価可能な設備が限定的なものになっていると思います。審査体制の負担軽減から、仕様基準による確認を拡大していくという方向性であれば、現行の仕様基準において大半の仕様の適否が確認できるものなのかは、現行の仕様基準の利用状況等も加味して十分に検討していただきたいと思っております。

別途、説明義務制度については廃止とのことですが、そこで活用されている簡易計算シートは簡易な四則演算が必要になりますけれども、用途ごとの設備の仕様を選んで、そのポイント数によって適否を確認することもできます。これですと設備間のトレードも可能です

し、限られた機器の選択によらないという点では、こういった方法があることも念頭に、外皮並びに一次エネの仕様基準のさらなる簡素化・合理化を進めていただければと思います。

2点目は、先ほど〇〇先生もおっしゃられた13ページ目の(3)についてです。建築主のより高性能な住宅への意思決定の一助になっていたということで、説明の促進に関してはこれから具体化されると思いますが、何らかの形で説明義務制度のようなものが残ればよいなと私自身も思っていましたので、今後の取組に期待したいと思います。書き方については、〇〇先生がおっしゃった順番を変えるという御意見に賛同いたします。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

**【部会長】** ありがとうございます。最後におっしゃられたのは、(3)でなくて3)なので、議事録を訂正しておいたほうがいいかと思えます。

**【〇〇委員】** 失礼いたしました。

**【部会長】** ありがとうございます。最初に言われたことについて事務局から何か御返答はありますか。

**【事務局】** 御指摘を踏まえて簡素化、合理化に努めてまいりたいと思います。

**【部会長】** ただいまいただいた意見はこの報告書案そのものをこういうふうに変えたらという意見ではなかったと思いますので、今後の進め方について御意見を承ったという形にさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

続いて〇〇委員、御発言をお願いいたします。

**【〇〇委員】** よろしくお願ひします。

今までの質問の中でもあったんですけれども、11ページで触れられている32行目と、「一部の地方公共団体」とあります。それを受けて14ページ、(4)のエネルギーの利用促進で、1)にも「地方公共団体」とありまして、これの「当該区域内において、建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等の説明義務を課することができる制度を創設」と書いてあります。これははっきりと具体的に条例を含めて決められたことがあるのであれば、これからの方向性、スケジュールを含めて教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

**【部会長】** ありがとうございます。ただいまの御質問について、事務局から御返答、どなたがよろしいでしょうか。

**【事務局】** 前回、前々回の資料でも入れていたと思いますけれども、京都府京都市において条例で独自の取組がなされていることもありますし、そういった動きがほかの自治体

も広がりつつある状況だと思います。そういった取組を新たな建築物省エネ法の中で後押しするような制度設計ができないかということをございます。

【部会長】 よろしいでしょうか。あと、再生エネルギーに関しては小委員会等でも相当議論があったことと思いますので、この報告書をまとめた後にも事務局としてはいろいろ検討事項があるということかと思ひます。

続いて〇〇先生、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 13ページ辺りの記載、〇〇先生からも既に質の向上の確保の話がありましたけれども、3月に閣議決定された住生活基本計画に使われている表現を引用すると、ヒートショック防止等の良好な温熱環境を確保しつつ、省エネ性能のさらなる向上とか、単に規制強化で省エネだけ進めるということにならない何か文章の追加を、13ページのまず新築の辺り、あと既存ストックのほうもそれがもっと重要だと思いますので、その辺りを加えていただけないかということです。

それから、例えば断熱性能をある程度高めても、換気設備の組合せによっては足元が寒くなり過ぎたり、上下温度差がついて、足元の寒い家で健康上もリスクが高まる。改善できない環境でも困るということで、省エネに多少ブレーキがかかるかもしれませんが、床暖房とか、あるいは様々な換気設備とかいったことが否定されないようなところもぜひ御配慮いただきたいと思ひます。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。先ほど〇〇先生から最初にもありましたけれども、その辺、「健康で快適な生活を国民が送るために」というような文言の追加を私からもお願いしたいと思ひます。ありがとうございます。

【事務局】 そういった考え方につきましては具体施策に書くというよりは、現状・課題のところで大きな考え方として触れるほうがいいのかと思ひますので、そういったことも含めて検討できればと思ひます。

【部会長】 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

続いて〇〇先生、お願ひいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。発言させていただきます。

前回の建築環境部会後に開催された建築物エネルギー・消費性能基準等の小委員会、あるいは8月に取りまとめた3省庁の脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方検討会などの内容を反映していただき、感謝しております。2015年1月に第一次答申が行われていますけれども、その中で徹底した省エネをする、それから再生

可能エネルギーの導入加速をすると既にも書かれています。今回、第三次答申においてもこの継続が担保されていることは非常に重要だと思っています。一方で政府から、カーボンニュートラル宣言とか、2030年に2013年度比46%削減するという目標が公表されたこともあって、住宅建築分野の省エネの深掘りが必要になったということだと考えております。

〇〇先生から御指摘があったように、断熱性能の向上は国民の健康にも非常に寄与しますし、ノーエナジー・ベネフィットとか、あるいは世界で今議論されている不動産価値にも将来的に影響すると思われまふ。この辺りのポジティブな面をぜひ書いていただくといいのではないかと思います。

また、再エネに関しては11ページで、2030年、2050年の在り方に関して、地球温暖化対策計画とか、第6次エネルギー基本計画とか、本日この後開催される社会資本整備審議会の環境部会において提案されている国土交通省環境行動基準(案)とも整合的に記載していただいたということで、この点は非常に重要だと思っています。

また昨日、総理が所信表明で再エネ最大限導入のための規制の見直し、及びクリーンエネルギー分野で大胆な投資を進めまふと発言されていますけれども、住宅建築分野は、カーボンニュートラルに貢献できる分野だと考えております。また、総理が発言されている、需要側のイノベーションや設備投資など、需給両面で一体的に考えると思うのです。私は、ZEB・ZEH、LCCM住宅などはある種のイノベーションではないかと思っています。カーボンニュートラルに貢献できるという志を持って建築の分野が仕事できるということは非常に重要なことで、若い方、学生の方に、建築分野は社会貢献ができるんだということをしつかり知らせていくことは、今後、人材確保の点からも建築分野には非常に重要ではないかと思っています。

それから、最後に第6次エネルギー基本計画では家庭部門、業務その他部門に期待されている省エネ量は2,585万キロリットルです。今回はそのうち889万リットル程度の議論をしていますけれども、特に基本対策としては高効率照明とか給湯器、家電OA機器、またエネマネなども非常に重要で、深く関係していますので、ここのミッションではないと言ふかもしれませんが、併せて建築分野で考えていく必要があるのではないかと思います。

調整・取りまとめ、非常にありがとうございました。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。大きな観点からの御意見の御表明だったと受け取



ってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続いて〇〇先生、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 お取りまとめ、ありがとうございました。私から1点でございますが、木材の持つCO<sub>2</sub>貯蔵という点、以前に言及されている点で、カーボンニュートラルに向けた将来志向的な意図、施策に対する姿勢が読み取れて非常にインパクトのある内容になっているかと思いました。一方で木材利用のライフサイクルを考えますと、木材の利用促進や長寿命化は非常に効果的であると思えますけれども、最後は廃材としてうまく活用できないかというサーキュラー・エコノミーの考え方が何か入れられないかという点がございます。

最後に、木材を廃材として燃やしてCO<sub>2</sub>が出ても、成長段階の吸収分を考えますとニュートラルと考えられますけれども、貯蔵効果にフォーカスしますと、どうやってそれを長く維持できるのか、もう一步踏み込んだ表現があってもよいのかなという気がいたしました。その意味でも、新築とともに既存建物の品質向上、快適性の向上ということは重要で、より長く建物が維持できることが貯蔵効果の継続ということにもなりますので、そういった意味で、長期の維持を可能にするような政策が重要な役割を果たすのかと思っております。以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。ただいまの御発言は木材のCO<sub>2</sub>貯蔵に関する御意見だったので、本当は後半で承りたかったんですけども、ただ……。

【〇〇委員】 すみません。

【部会長】 いえ。全体のこととも関連するので、今、御意見をいただいてもよかったかと思えます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。失礼いたしました。

【部会長】 いただいた御意見は大変重要なことですが、この報告書でどこに書くかとなると、事務局も少し頭をひねるかと思いますが、今の段階で事務局から何か御返答はありますか。

【事務局】 技術的になかなか難しい問題も含んでおりますので、先ほど御説明の中では、今後引き続き検討すべき課題ということで、維持管理上の課題とか評価の課題といったようなところは引き続き検討、取り組んでいくことで位置づけておりますので、そうした御意見も踏まえながら検討していくということかと思えます。

【部会長】 ありがとうございました。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 24ページの引き続き検討すべき課題に、場合によっては加筆するというところで処理していただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 取りまとめ、ありがとうございます。数点、早口でお話ししたいと思いません。

今、〇〇委員がおっしゃられたように、例えば3ページ、前段で木材利用拡大の重要性が語られているのであれば、最後の部分で、これからは森から解体までのLCCO<sub>2</sub>を評価していくということはぜひ加えていただきたいと思います。

先ほどから幾つか話題が出ておりました14ページ、22行辺りですが、いつも気になっていたのですが、「再生可能エネルギーの利用促進」という表現は、このように書いてあるにもかかわらず、指しているのが太陽光発電設備のことだけですね。この書き方を疑問に思っておりまして、書くのであれば「再生可能エネルギーのうちの太陽光発電設備」ときちんと書いていただくほうがいいのではないかと。というのは再生可能エネルギーの利用はこれから様々な方法（太陽光発電に限らず）が考えられると思いますので、例えばこの先検討すべき課題のところに、「これからも多様な再生可能エネルギーの利用を促進していく」というふうに記載していただきたいと思います。

また、最後のところに書かれているように、「国民の正しい理解」がこれから一番重要です。その理解のためには正確な説明と周知が重要だと思うのです。今回審議会での内容は、建築に関わっている者でも大変分かりづらいと感じています。エネルギーでの評価、しかも一次エネルギーなのか二次エネルギーなのか資料が入り混じった状態です。今後はCO<sub>2</sub>の排出量で評価比較できることが一般の方たちに一番理解していただだけやすいのではないかと思います。今回も、例えば細かいことですが、資料1-3にあるような「家庭用・用途別エネルギー消費量の国際比較」と書いた資料も、きちんと「一次エネルギー」というふうに記載していただきたいと思います。

それと、小委員会で議論になりました性能評価の断熱性能の高い等級の話ですが、性能を高めるとそれによるトレードオフが起こるということがこの間のお話でも出ておりました。そうしたときに、この間は性能表示制度パンフレットを出していただいたのですが、今回の資料の中にはそれがありません。これは大事な資料ですのでぜひつけていただきたいと思います。恐らくパブリックコメントでもこのような資料を同じように提示されると思いま

すので、ぜひその辺は御配慮いただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。幾つか御提案をいただいて、報告書の書き方として事務局に御検討いただきたいと思いますが、最後のことに関しては、今、御返答いただいたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 資料を追加して、必要に応じて……。

【部会長】 よろしいですか。小委員会の資料と部会の資料との関係があると思いますけれども。

【事務局】 そうですね。トレードオフの関係は小委員会で議論しまして、それについてはオープンにさせていただいていると思うのですが、この審議会の資料で見える化、あるいはパブリックコメントの資料でそういうものを一緒に出すかというのは事務局で相談したいと思います。

【部会長】 パブリックコメントはそれだけですか。

【事務局】 今のところパブリックコメントはこの文章だけでとさせていただこうとは考えておったんですけれども。

【部会長】 国交省のホームページから行けば、それらの資料は全て見るができるようにはなっているので、パブリックコメントをするときの説明、そういうものを御覧になれますというようなことをパブリックコメントのときに書いていただくとか、パブリックコメントの性格としてはそれぞれについて全ての資料を添付することはしないと思いますので、そういう形で対応させていただければと思います。ありがとうございます。

続いて〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。全体を通して当団体としては、ご提示いただいた素案への方向性は賛同しております。それを踏まえて細かい点になりますが、5点発言させていただきたいと思います。

まず、7ページ目の最初の行です。1行目、2行目ですが、建設費用に関しては軽微なので「過度な負担を課すものではない」と書かれておりますが、全国では地域によりローコストでなければ成り立たない地域、地域で現在平均的に造られている住宅の省エネのレベルも様々ですので、そこから省エネ基準への引上げということでは、あまり安易に「過度な負担を課すものではない」という表現は不適切ではないかと考えております。

続きまして、11ページです。太陽光発電に関しての問題の指摘をいただいているところ

で、これも強く賛同するところではあります。現状、設置後の維持管理や、設置事業者となる建築主の責任が国民に十分理解されていないといった問題もありますので、国民の目線でその辺りの一文を加えていただくと、問題がより明確化されてよいのかと考えております。

続けて13ページ、25行目です。より高い性能の普及という点で、木造の住宅においては付加断熱による施工がおのずと必然的になっていく中で、地域の気候特性毎の標準ディテール等の整備がされていないところもありますので、その辺りも含めて進めていくという理解でよいか、確認したいと思っております。

続けて14ページ、26行目、「地方公共団体が」というところです。〇〇委員からもありましたが、太陽光発電以外の手法も含めて、より実効性のある手法が地方公共団体で整備できるかということが実務者としては非常に不安に思っているところです。地方公共団体の取組みには自ずと限界がありますので、太陽光発電以外の実効性のある手法も少し触れたほうが良いと思いました。

あと、36行目のところです。低炭素の認定に関しても、実際には屋根上の太陽光パネルの義務化に読み解けるようですので、こちらも別の手法が示されるとよいと考えております。手法では、今年度最初の委員会でも申し上げましたが、地域材を確保して、地域工務店の施工というところで低炭素効果が評価されるとよいと考えております。現状、国内外を問わずただ木材利用にとどまっておりますが、今後は使う木材の産地や、ウッドマイルに関してもより先んじた在り方がここでも示されるとよいと考えております。

以上となります。ありがとうございます。

**【部会長】** ありがとうございます。最後の点と太陽電池、P Vのいろいろな維持管理とかそういうことの問題は、今後の課題として本当に大きな問題だと思いますので、最後の今後の課題の書き方で少し検討いただくということでよろしいかと思います。あと、最初の「過度な」という書き方については、事務局で再検討いただきたいと思っております。ということよろしいでしょうか。事務局から何か御返答はあるでしょうか。

特にはないですか。ありがとうございます。

今日は大変活発に御意見をいただいて、私はだんだん時間が心配になってきましたけれども、コンパクトな意見表明に御協力をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続いて〇〇委員、お願いいたします。

**【〇〇委員】** 取りまとめいただき、ありがとうございます。

私から質疑と意見を含めてまとめて申し上げたいと思います。複数の委員から御発言があったかと思うんですが、「健康で快適な住宅」をベースにしつつ省エネを目指すということについて私も大いに賛成したいと思いますので、それについてはきちっと明言いただきたいと思います。高温多湿の日本で快適な住宅とするときに、外皮性能が非常に高いものばかりが、必ずしも快適な住宅、もちろん住宅に限らず、建物全般含め、快適性を実現すると思えない部分もあります。すぐに具体的な答えはわかりませんが、〇〇委員からも少し話が出ました通り、例えば外皮性能基準だけではない、それに替わる基準、脱炭素を評価する基準など他の評価の仕方も含めて、快適性もきちんと包含した状態で、省エネを目指すような方向にならないものかと思っております。

12ページの①に適合義務制度の対象範囲が書かれており、加えてその2)で文化財についても少し触れられていますが、快適な住宅を実現する工夫だけではなく、文化を守ることでも重要です。文化財だけではなく、文化財に近いようなもの、文化財にはなっていないが文化財に匹敵するような建物は世の中にたくさんあり、それら文化的な建物を守ることと、快適性を守るという意味で、外皮性能基準とか一次エネルギー消費量による評価だけではない他の基準についても引き続きご検討頂きたい、もちろん今回の答申で全部入れてほしいということではなく、継続して御検討いただきたいと考えております。

それに関連して、24ページの今後引き続き検討すべき課題の中の2番で、「既存建築ストックの有効活用に向け…」というところで、「ハードによらない代替策」と書いてあり、ここに外皮性能基準以外の基準の検討が含まれるようにも見えましたが、現行基準が求める安全性を確保する方策…などという表現だと、そこには含まれないようにも思います。含まれないとすれば、できれば御配慮いただいて、今後引き続き検討すべき課題のところに、外皮性能基準以外の基準についても少し追加していただくことはできないかと思っております。以上です。

【部会長】       ありがとうございます。事務局から何かありますか。

【事務局】       確かに今の文章の中ではっきり書いてはいないかと思いますが、前回、前々回の議論の中で、気候風土適用住宅について現状を紹介させていただいたかと思えます。あちらは省エネ基準に合致しないものであっても、例えば伝統工法などにも使えるような形で国でも基準を定めていますし、公共団体が独自に基準を定めてということができるようになっておりまして、今回の改正に当たりまして、そういった気候風土適応住宅の概念は引き続き、むしろそういうことの検討が望ましいと考えておりますので、その扱いに

ついてどこで読むかというのをもうちょっと精査させていただきたいと思いますが、方針としてはそういう方向で考えております。

【部会長】 よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 分かりました。ありがとうございます。引き続き御検討いただければと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

続いて〇〇先生、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 私からはまちづくりの観点から1点だけ、御意見を申し上げたいと思います。

14ページの(4)建築物における再生可能エネルギーの利用促進につきまして、この項全体が集団規定に関するようなことと単体に関わることが混在しているのですが、ある地域を想定したときに、再生エネルギーの活用方法においては、単体で考えるのではなく、単体の集合である地域で考えることが非常に重要になった時代に突入していると考えております。できましたら大項目についても「建築物及び地域における」という名前を入れていただくと、この内容と合致してくるのではないかと考えております。

具体的には規制ばかりでなく、ポジティブなことも書いていただきたい。それはどういうことかという、例えば「地域内再生可能エネルギー融通システム」というようなことがあります。単体の建築に限定せずに、地域単位で地産地消エネルギーを生み出す仕組みづくりも可能である。もし単体が、個別に太陽光パネルを設置できない場合は、近くの大きな学校の屋根での大規模な太陽光発電パネルがそれをカバーする、さらに地域全体で100%の需給率を超えた場合は、地域内の単体へ、あるいは病院、役所にその余剰エネルギーを融通する仕組みも可能になってくるのではないかと考えています。そういう項目をここに1項目何か増やしていただけると、大変ありがたいです。ZEHとZEBを支援するというのは、非常に前向きでありがたい話だと思っております。以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。ただいま1項目増やすとおっしゃられたけれども、場合によっては表題に、さっき御提案された「地域で」というような文言を加えるとか幾つかの手法があると思いますので、事務局に検討いただくということでよろしいでしょうか。

【事務局】 制度的に前提にしておりますのが建築物省エネ法ということもありますので、正面からまちづくり、地域概念を入れ込むというのは正直難しいかとは思いますが、現状とかのところはどういう書きぶりができるのかは工夫の余地があるかとは思いますが、今

もポテンシャル内、あるエリアにおいて地域の意識向上や市街地環境を考えながらという  
ような考え方は述べさせていただいておりますので、そういうところである程度表現して  
いるつもりではあります。

【部会長】 ありがとうございます。事務局は今回のことについて、規制のあり方、規制  
の緩和とか制度をどういうふうに変えるかということ、これだけでも非常に大きな問題で、  
そのためにどういうふうなたてつけにするかということにどうしても主力が行ってしま  
いますが、一方でこれだけの委員の方々がそろっていらっしやると、当然、日本のみならず世  
界が今後こういう問題についてどうあったらいいかという御意見を皆さんお持ちなので、  
そのこのところの擦り合わせが、書いている立場と委員の立場で少しずれているところがあ  
るのかもしれませんが。最終版に向けてぜひともそういうことが読み取れるような形に、事務  
局で頑張っていたきたいと思います。

時間がないと言いながら私がたくさんしゃべり過ぎているかもしれませんが、続  
いて〇〇委員、よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 手短かにコメントしたいと思います。

〇〇委員や〇〇委員も触れられました点です。私もエネルギー小委員会で発言しまし  
たが、再生可能エネルギーの定義については明確にしていきたいと考えています。太陽、  
光、風力、水力、地熱、そして大気の熱もその候補と考えられます。どこまでを対象とする  
のかということを確認しておいたほうが誤解がないと思います。

これまでに第5次エネルギー基本計画とかZEHのロードマップでは、2030年平均  
でZEHとかZEBを進めるというような方向性が示されていました。あり方検討会、第6  
次のエネルギー基本計画、そして本会議資料では、省エネ性能と再生可能エネルギーの利用  
促進とを別々に分けて説明しています。資料14ページの22行目から(4)の再生可能エ  
ネルギーの利用促進のところですが、最後の38行目、4)のZEH・ZEB、LCCM住  
宅等に対する支援の継続・充実を図るほか云々という表現があります。またそのほかに「Z  
EH・ZEB水準の省エネ性能」という表現が度々登場します。そもそもZEH・ZEBは  
その定義の中で再生可能エネルギーが要件化されていることを補足した表現にしてい  
ただくと、なぜ再生可能エネルギーの利用促進の箇所にZEH・ZEB、LCCM住宅の話が  
出てくるのかということがわかりやすくなると思います。一般の方々に理解を深めてい  
ただくためにも、この表現の見直しをお願いします。以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。14ページ、(4)についてはかなりいろいろ意見

が出ておりますので、事務局でも御検討をお願いしたいと思います。

続いて〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 1点だけ質問させていただきたいと思います。

先ほども議論がありましたように、気候風土適応住宅は、外皮性能を適合することが困難な伝統工法を保護するための制度として運用されてきたと思います。令和元年の建築物省エネ法の改正に伴って、告示第786号が発出されたところでもあります。今回の外皮基準等を含めた規制的措置の実施との関係で、全国の伝統工法に関わる組合員から、伝統工法の住宅が建築しづらくなるのではないかと、今後、気候風土適応住宅がどのように取り扱われていくのかなど、不安の声も寄せられているところがございます。また、告示の786号を活用して、所管の行政庁が独自に気候風土適応住宅の基準を定めることができるとなっているわけですが、資料にもありますように、あまり広がっていない現状であります。

当団体は、各地域の気候風土に適応する伝統工法の継承、そしてその担い手である伝統的な技術を継承する技能者の育成が今後も重要な課題だと認識してございます。今回の報告案で気候風土適応住宅に関する記述が全く見当たりませんでしたので、ぜひこの点について検討いただければと思います。以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。今の御質問に対して、事務局から御返答をお願いします。

【事務局】 御指摘いただきましたとおり、本年の4月時点では、気候風土適応住宅について独自基準を定めている、運用している所管行政庁は4行政庁にとどまっているという状況でございます。国交省としましては、引き続き所管行政庁に対しまして、こういった自然的・社会的条件の特殊性を踏まえて、地域ごとの気候風土適応住宅の要件を検討することが望ましいという旨を過去にも周知しておりますが、引き続きこういう制度は存続した上で、周知・検討することが望ましいというふうに呼びかけていきたいと思っています。

【部会長】 ありがとうございます。

〇〇先生、お聞きでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【部会長】 2時半で退席されるということで、もし御意見があれば後半についてでも結構ですけれども、お願いいたします。

【〇〇委員】 1点だけ。24ページでいいですか。

【部会長】 どうぞ。



【〇〇委員】 24ページの6番のところで、修文というか言葉だけですが、「建築物の質の確保・向上を担う官民の技術者の確保・育成や」の後ですけれども、「設計・工事監理業務」と書いてあるのを、設計業務と、普通の「、」で工事監理業務とに分けてほしいんです。なぜかというところは全然質が違う業務なので、一人の建築士がやることが多いのですが、内容は全く違うし、意味も全く違うし、社会的な意義も全く違うので、ここはぜひ分けて書いていただければと思っております。

1点だけです。ほかはもう結構です。

【部会長】 ありがとうございます。事務局、御提案よろしいですか。

【事務局】 検討します。

【部会長】 それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は12ページの仕様基準について、建築設備設計者の立場から発言させていただきます。義務化対象が広がると審査対象建物が飛躍的に増加するため、仕様基準のような簡便な方法を採用されることは大いに結構だと思います。ただし、今回の報告書の目的は、省エネ性能の一層の向上にあるので、従来の仕様基準からはひと味違うことが読み取れると良いなと感じました。つまり、高効率な設備を採用すればそれだけで良いということではなく、加えて、例えば、適正な容量、過大な容量になっていないかをチェックする仕組みが取り入れられているなどです。このような仕組みを作ることは簡単ではありませんが、例えば照明であれば、設定照度を確認することでも良いかと思えます。

また、中小規模の建物では、専門技術者は不在な場合が殆どです。こうした状況においても省エネを実現するために、最近では、IoTやICT技術を活用して空調設備等が適切に運用されているかどうかをチェックする仕組みを用意されているメーカーさんがあります。こうした技術も仕様基準のチェック項目の1つに採用することも検討されては如何でしょうか。

今回の報告書に、こうした細かいことまでお書きいただくことは出来ないと思えますので、これまでの仕様基準からさらに上に行く仕様基準にする意図が読み取れる文言を加えていただけると良いなと感じました。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。仕様基準、仕様規定はもろ刃の剣ですので、今後のあり方についてもよい展望が感じられるような書き方、難しいかもしれませんが、ぜひ御検討いただきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回は省エネルギー対策のあり方ということで、具体的な施策の検討が主だとは思いますが、住宅を使う側の立場を考えますと、今、この文章の中では建築主として登場してくる場面があると思うんです。建築主の方が説明などを受けて行動変容を促すことができたと書かれておりますが、省エネルギーは暮らす人が主役であるという点があるかと思えます。建てる時は建て主であり住まいを決定する、選ぶことに関わり、暮らすときの住み手ということで考えますと、せっかく入れた様々な設備や住まいを上手に使いこなしたり、あるいは省エネ行動をちゃんと取れることが大変重要だと思います。

ですから、国民や住む人が省エネルギーに参画するという主体的な意思が出てきたほうがいい、今のところ、どちらかというと規制側で書いてあるので、少し何か制限をかけられるような印象を持ちます。ほかの先生方もおっしゃっていましたが、健康性とか快適性といった建築物のあり方という高い目標に対して、この省エネルギー等の施策が一体となっていることが伝わる方がいいかと思いました。住み手の方の判断に資する表示制度など、幾つかについて、参画・関与できる部分がわかりやすい印象を持たれるような書き方にされるとよいのかと思いました。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。特に既存ストックの概要について非常に難しいのだけれども、そのことに関しては住み手の方の参画というか意識がないと全く進まない分野ですので、何かその辺も絡めて事務局で少しお考えいただけたらと思います。ありがとうございました。

続いて〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 おまとめ、どうもありがとうございました。私から2点ほど述べさせていただきます。

まず、10ページ目の24行から29行ぐらい辺りのところに、リフォームローンについての記載がございます。一般的な金融機関であれば、省エネに特化したリフォームローンは限定的であるし、省エネ改修は住宅金融支援機構による融資の対象にはなっていないというふうな記載がございますけれども、できればリバースモーゲージ、住宅金融支援機構で言えば「リバース60」がございますが、そういったものの活用も積極的にお考えになられてはいかがかと思えます。と申しますのは、省エネ改修をするような住宅というのは、多分、築30年は超えているものが結構多いかと思えます。

そうしますと、そこの住み手というのは、多分、これから退職するかしないかというリタイア前後の方々が多いと思うんです。そうしますと年金生活に入らる中で、シンプルなリフォームの融資を借りてローンを返済していこうという力学がなかなか働きにくい。ところが、「リバース60」などでしたらば、今は融資基準になっていませんけれども、例えば省エネ性能の向上を果たす。もちろん耐震性の向上も果たすということを通して、優良な住宅ストックを造っていくという前提であるとすれば、この「リバース60」で、かつ担保の評価に対して、通常ですと5割弱ぐらいの融資だと思うのですが、例えば優遇措置で60%のところを65%ぐらい融資しますよというふうなことをすれば、年金生活の方でも比較的生活の不安なしに融資を受けて、省エネ改修をしていこうではないかと思われる方も出てくるのではないかと思いますので、少しお考えいただけるとよろしいかと思いました。

もう一つですけれども12ページ目、①適合義務制度の対象範囲の拡大のところの1)、「2025年度以降に新築される原則全ての建築物を対象に、現行の省エネ基準への適合を義務づける」ということと、それから12ページの下(2)、35行からですけれども、「2030年度以降新築される建築物にZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能を確保する」ということになっています。一般的な家を建てようとする人は、家を建てようかと思いついて、実際に建てて入居するまでに2年とか3年ぐらいかかったりいたします。そうしますと2025年以降、現行の省エネ基準に適合しました。もたもたしていると、次はZEH設置基準ですというふうなことになりますので、2025年度以降に新築されるものについては現行の省エネ基準適合を義務づけるとともに、現実的に限りなくZEH基準を誘導していくというふうな具体的なスキームをやっつけていかないと、多分、なかなかスムーズな流れができないのではないかと感じましたので、述べさせていただきます。以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。最初のほうについては簡単にお答えできないかもしれませんが、何か事務局からありますか。

**【事務局】** 今回の報告書では、今はできていない課題について触れさせていただいておりますが、JHFの「リバース60」とかはリフォームにも御利用いただけるはずですので、今も活用いただけるのかと思います。ただ、お手軽にリフォームローンを借りようと思っても、民間もそうですし、JHFでも今は融資する手だてがないので、その隘路を対策したいということで記載させていただいております。

また、段階的な引上げについては、スムーズにいきますようにいろいろな面から配慮していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。〇〇委員、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 続いて〇〇先生、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 まず6ページの9行目辺りから、現行の適合義務の説明があるのですが、ここのところはもう少し丁寧に説明して、下にある適合義務と届出義務の違いが出るようにしたらどうかという印象を持ちました。具体的に申しますと、現行の適合義務は義務を課した上で、適用判定という審査手続を設けて、そうした審査判定を受けなければ建築が認められないといった形で建築確認制度と連動させて、義務の実効性を確保している。それに対して住宅についての届出は、それを行えば建築可能となる程度のものであると、現状がもう少しはっきり出るといいかという気がしました。

それと、同じ6ページの24行目から財産権規制の話が出ておりまして、後ろのところは負担が軽いものだからという説明だけですが、財産権規制という話を始めていますので、規制の趣旨と内容と両方を説明することなので、規制をする公益として、「この省エネ施策が地球環境対策とかエネルギー施策として重要性を高めつつある」とか、公益の内容を入れていただいたほうがいいかという印象を持ちました。

それと8ページの17行目で、「誘導目標の明確化」という表題がついているのですが、内容からするとここは「誘導目標の引上げとその明確化」というような形にさせていただいて、最初のところは、目指すべき省エネ水準をまず高いものに設定して、それと整合する形で各種誘導基準も引き上げていくというような書き方にさせていただいたほうが分かりやすいという印象を持ちました。いずれも細かい点ですみません。

それと内容、施策につきましては、13ページの16行目で、「表示に際して遵守すべき事項を国が定め」と書いてあるんですけども、これが後ろで勧告につながったり、強化を促しているということなので、透明性を考えると、国が定める場合でも、法令できちんとした形で定めるのがいいというような印象を持ちました。これは法形式まで示すというのはこの段階では無理でしょうかという質問です。

あと13ページの35行目で、確かにこれは合理的な規制ですけども、「合理的」という言葉がかなり使われていますので、内容に即して「既存建築ストックに配慮した規制」など、最高裁が現状を考慮するという際に、配慮原則のようなものを判決とかで出していますので、そういう表現を使っていただくといいかという気がいたしました。

最後ですけども、14ページで特定行政庁が許可をする仕組みが15行目と34行目

に出ているのですが、建築審査会とかが配慮したというのは客観的でいいと思う反面、逆に許可の範囲に枠がないという素朴な疑問がありまして、もう少し具体的にそれが示せないのか。18行目で、実績が蓄積したらルール化するというので、当面は過度的な期間みたいな形ですので、裁量的な取扱いに任せるとしても、何らかの枠組みがあるのか。それともここで言うように、構造上こういう修繕にはやむを得ないという視点から縛りがかかるんだという説明であればそれも分かるかと思うのです。こうした点が気になりましたので、お伝えいたします。以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。たくさん御指摘をいただきました。特にこれで一般の国民が分かるのかというような、疑問的な御意見も多々あったかと思えますけれども、事務局から今の段階で何かありますか。伺った意見を反映させていただくということになるでしょうか。

**【事務局】** 「国が定め」という表現は勧告等につながる制度をイメージしていますので、当然法令できちっと定めるということで考えております。

**【部会長】** あと、いろいろ御意見をいただきましたけれども、事務局で検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて〇〇委員、御発言をお願いします。

**【〇〇委員】** 報告案に幾つかの意見を盛り込んでいただき、ありがとうございます。

省エネに関わる部分ですので24ページになってしまって恐縮ですけれども、V.その他引き続き検討すべき課題等に挙げられている項目に関連するものが、今まで述べさせていただきました私どもの意見に多くございます。特に1番の「非住宅建築物における質の向上を誘導する政策のあり方」という言葉に総括されております。それから4番、「新材料・新技術の導入を促進するための制度のあり方」といったものが関連すると思っております。

例として、1につきましては、エネルギー消費性能の設計数値の見える化でしたり、非住宅における外皮性能におけるUA値の併記、4につきましては、非住宅におけるトップランナー制度のラインナップ増強などの意見でございます。このVについて、例などの追記を検討していただいてもよいのではないかと思います。それから、24ページの8行目に継続検討とあるんですけれども、これは質問ですが、どのように具体的に進めていかれるのかをお聞きできればと思います。

2つ目ですけれども、14ページの(4)の2)、それから資料1-3の65ページの再エネ利用に関して、高さ、建蔽率、容積率の限度を超えることを可能にする制度。ここで駐

車場がうたわれているんですけども、今後のことになるかもしれませんが、設備機器置場なども検討いただけるとありがたいと思っております。私からは以上です。

【部会長】 ありがとうございます。2番目のことは次の段階での御意見になるかと思えますけれども、これは承ったという形にさせていただきます。

最初におっしゃられたことは、24ページの「その他引き続き検討すべき課題等」というところが、「その他」はなくていいのではないかと。要するに国交省というか、この分野で引き続き検討すべき課題は物すごくたくさんあるので、ある意味挙げだしたら切りがない中で、今回の答申に関係するところだとすると、この6つぐらいなのかと思います。これについてはどうするか、事務局から簡単に御説明いただけるでしょうか。

【事務局】 今、部会長からお話がありましたように、この期間では具体的な解決策を提示し切れないものについてここに記載させていただいております。この先のことも考えると、できるだけ大きくまとめておいたほうがよろしいかと思っております。そういう意味で言うと、あまり具体的に書き込むことは想定しておりません。検討のやり方も今時点でこれといって決まっているわけではありませんが、今あります各種の委員会等で検討していくものもありますし、そもそもどういったやり方でやっていくのかということから考えていくものもあろうかと思っております。

【部会長】 ○○委員、よろしいでしょうか。

【○○委員】 はい。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、○○委員は、手を下ろされてしまったようですが、発言をお願いします。

【○○委員】 ありがとうございます。提案に概略賛同いたします。

私から3点ほど。質の向上という部分をきちっとうたうべきというのは私もそう思います。ただ、質の向上に関して、省エネとなるとややもすると温度・断熱ばかりが着目されますけれども、これまでの基準小委員会でも議論があったように、僕は必ずしもそれが原因ではないとは思いますが、窓が小さくなるという指摘が何回かありました。住宅の室内環境という意味では、例えば日照、明るさ、それから通風なども質、快適性の向上には非常に重要な要素ですから、温熱環境のみならず「総合的な室内環境の向上」というような視点で書かれたほうが、質の向上としてはミスリードがないかと思います。

2点目は、既に多くの方々から指摘されているように、再生可能エネルギーの14ページのところですが、(4)の1)、2)が寂しいなという感じがあります。これ以外で、地域で

様々な再生可能エネルギーを積極的に活用していく必要があるというところを、(4)のどこかにでもぜひうたっていただきたいという気がします。特に1)、2)では、これだけだと何か寂しいという感じがいたします。

あと3点目は、省エネを一生懸命やっている国、どこでも課題となっていますが、最終的には低所得者の方々が良質な住宅に住めるようにどうすべきかということが重要であり、それに対しては様々なインセンティブだけでは十分ではないと思うんです。ですので、これは造り手側、あるいは国で誘導すべき部分として、良質で低廉な住宅の技術開発を今まで以上に積極的にやっつけていかなくてはならないという点を、例えば24ページの4ポツ辺りに追加してはどうかと思います。高みを目指すという意味では、これまで以上にそのような視点が必要ではないかと考えます。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。再生可能エネルギーに関しては14ページに対する御意見を本当にたくさんいただいたのですが。ただ、先ほど事務局が言われたように、むしろ11ページの現状認識の再生可能エネルギーの利用促進のところにもっといろいろ追記していただいて、地域で考えるとかそういう課題がある。今回この報告書案でまとめるのは講ずべき施策で、できる範囲が限られているということなので、むしろいただいた意見は、14ページよりも11ページでもう少しいろいろ書いていただくほうが、11ページの(4)が長くなってしまいますけれども、先ほどの事務局の御返事を踏まえるとそのほうが適切かと私は感じました。どうもありがとうございます。

続いて〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。まず最初に、対策とか政策を今回体系的にまとめていただきまして、本当にお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。具体的には2点、お話がございます。1つは意見で、1つは感想です。

まず1つ目の意見ですが、13ページの20行目ですけれども、いわゆる未評価技術について書いていただいた部分でございます。ここでは「未評価」という言葉を使っていたいていないのですが、僕はそのほうが合っているというか、趣旨を表していると思いますので、「現在評価されていない省エネ技術の」というくだりはすごくいいと思っています。ただし、評価方法の整備だけで済むかといいますと、現在評価されていない原因の多くは、技術の定義が明確でない、設計方法が明確でないということが主たる原因だと理解しています。

例えば事務所ビルの自然換気というのは、冷房エネルギー消費量を削減する可能性を秘めていますけれども、様々な自然換気があって、効果があるものからないものまで、じゃ、

一体効果のある自然換気はどうやって設計するのかという。そういう設計方法の整備が未評価である原因の主たる部分だと思っておりますので、もし可能であれば評価方法の整備に加えて、例えば「評価方法と、必要であれば設計方法の整備を図る」みたいに、技術の側の課題についても少し触れていただくと大変ありがたいと思いました。

それから、意見ですけれども、最後のページになります。25ページの7行目から10行目にかけて、「また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け……中期目標等の達成を確実なものとするため……最新の状況を継続的に把握し……制度の不断の見直し等を図っていくべきである」という、ここの表現は行政側の非常に力強い意思を感じ取ることができました。大変印象深い表現でありまして、省エネに関わっている者にとっては大変ありがたいと思います。2030年の目標は相当な確率で達成できるのではないかと、建築に係わる産業が社会貢献できるのではないかと個人的には思っております。御参考までに。

以上でございます。ありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございます。ただ、最後の「おわりに」は国交省がこう言っているのではなくて、我々、審議会が国交省に対してこうだよと言っているのです。

【〇〇委員】 申し訳ありません。

【部会長】 〇〇先生を含めて、我々が言っている。国交省はまだ「承りました」と言っていないと思います。

【〇〇委員】 誤解しておりました。全く賛同いたします。

【部会長】 ありがとうございます。

前半の最後に〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。実は後半の部分の意見ですけれども、私は環境交通部会がもう開かれているのでそちらにも出席するものですから、これで失礼しますので、先に手を挙げさせていただきました。

【部会長】 どうぞ、すみません。

【〇〇委員】 木材の利用に関してしっかり書いていただいて、それは非常にいいと思っておりますけれども、できたら地域産の木材の利用がすごく重要になってくるのではないかと思いますので、もし可能であれば、24ページの3の辺りに、地域産木材の積極的な利用というのは地域循環共生圏にも資しますし、運ぶ、運輸に関するCO<sub>2</sub>の削減にもつながっていくと思いますので、木材の利用のところで付け加えていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。



【部会長】 ありがとうございます。先ほど〇〇委員からも同様の御意見があったかと思  
いますので、御検討いただけたらと思います。

【事務局】 おっしゃっている御趣旨は大変よく分かります。ありがとうございます。た  
だ、これはどちらかというと規制の内容を中心に書いておりまして、原材料の元のことを書  
きに行くのはなかなか難しいかと思っております。もちろん住宅局の施策全体としてはそ  
ういったことも進めていきたいと思っておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお  
願いします。

【部会長】 ありがとうございます。少し時間が押しているんですけども、後半に対  
する御意見、御感想、御質問を承りたいと思っておりますので、挙手をお願いいたします。いかが  
でしょうか。

〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇委員】 どうぞよろしくをお願いいたします。おまとめ、ありがとうございます。1  
つだけ意見を申し上げたいと思えます。

19ページ、(1)の②になりますが、小規模木造建築物の構造規定の整備及び建築確認・  
検査の対象等見直しということで、建築士から見てこの前も御意見させていただいたとこ  
ろですが、2)のところが大きな変更になっております。構造種別を問わず、階数2以上ま  
たは延べ床面積200平米を超える建築物、これについて省エネ基準への適合審査として  
構造安全性の基準なども審査対象とする。これはもちろん社会の流れの中で理解するところ  
ですが、この中で1つ気にしていただきたいと思えますのは、木造の対象を階数2以上、  
または延べ床200平米、これにつきましても建築主は工事監理者を置くという義務があ  
るわけで、そうしますと建築士による工事監理は必ず行われます。その際に工事監理の実効  
性を高めるということが結構重要になってくるんだと思えます。

また、ほかにも建築確認、今回の確認検査機関と連動して工事監理の報告書などを提出す  
れば、その有効性も高くなると思えますし、このように建築物の構造安全性を担保するには、  
工事監理が非常に重要と捉えることができると思えます。そのことがこちらに記載されて  
いない。先ほど〇〇委員が設計業務と工事監理の業務は別であるとおっしゃっていたので、  
そういうことをおっしゃっているのかという気もいたしましたが、工事監理業務の重要性  
をここで申しておきたいと思えました。そのように設計と工事監理をすることが建築主と  
しての矜持と思っておりますので、当団体としては、建築士のやる気や質の向上という意味で  
も、工事監理の意味を捉えてほしいと思って、ここで述べさせていただきました。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。ただいまの御意見に対して、何かありますか。

【事務局】 工事監理の重要性自体はおっしゃるとおりかと思えます。ここでは制度の見直しの方向を記載いただいておりますので、そこまで記載するのは難しいかとは思っておりますけれども、いずれにいたしましても、設計・工事監理、さらに確認での審査、あるいは中間完了検査、全体が相まってその実効性を確保していくということかと思っておりますので、関係団体の皆様の御協力もいただきながら、引き続きそうした実効性を高める努力をしていきたいと思っておりますので、ぜひまた御協力のほどお願い申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 これは言っても仕方がないことかもしれませんが、まず16ページ、Ⅲの大きなタイトルについて「木材の利用促進」とあるのですが、この中に1点だけ、18ページ、2ポツの(1)あるいは①で、木造建築物等あるいは木造住宅等ということで、1)の高さ13メートルが16メートルにという内容ですが、ここだけは木造だけではなく全体に係ることなので、木材の利用促進の中に入っているけれども木造じゃないことに関係することも入っているなどと思って読んでいました。ただ、いい提案がないので、もうこのままでもいいんですけれども、パブリックコメント等のときに「これは俺に関係ない」と木造以外の方に思われぬように、ここの部分は木造以外でも関係するよということが分かるような形でパブリックコメントにかけて、広く周知していただきたいというのが願いです。

それから、これは皆さんがさんざん言っているところに係りますが、24ページ、25ページ、特に24ページで課題を書きいただいておりますけれども、設計技術とか設計者に関わるところがもうちょっと充実しなければいけないのではないかと個人的にも思っていますし、皆さんの意見もそういうところが多々出ていたと思います。6番だけではそういうふうに読めないしと思って、4番だと違うし、ということで、脱炭素に向けての設計をきちんと、レベルを向上させる、普及させるみたいなことも特出しで書いていただいたほうがいいのではないかと思います。それと、25ページの最後の3行ぐらいをもう少し膨らませて、国民の皆さんに意識を向けていただく、意識を向上させていただくというところに、全省庁を挙げて取り組むべきだみたいなことは、もうちょっと強調してもいいのかと思いました。以上です。

【部会長】 ありがとうございました。24ページについては、「設計・」ではなくて「設

計業務」とはっきり書くということで〇〇委員の提案があつて、そうなると思いますけれども、その変更に合わせて、もう少し手を入れるところがあれば御検討いただきたいと思います。18ページに関しては、私の理解とは違っていたような感じもしますけれども、御返答をお願いします。

【事務局】 現行制度との関連で申し上げますと、法律レベルで出てきているのが木造に関する構造計算の高さ規制ということになります。今日の参考資料にもついておりますが、同じ考え方で鉄骨造のほうも整理しておりますので、それに合わせて整理していくことになるだろうというのは、資料も併せて御覧いただければ分かるようになっていくかと思えますので、そうしたことも御案内していければと思います。ありがとうございます。

【部会長】 18ページに書いてあることは木造に限定しているのですか。

【事務局】 「木造等」と書いていますのは、その先、鉄骨造につきましても同様の規制がございますので、ただそれはテクニカルな話ですが、法律レベルではないものですから、ここでは「等」という表現をさせていただいているということでございます。

【部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

続いて〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。2点ありまして、1点目は今議論になった19ページ辺りの構造検査の対象の見直しですけれども、この中に木造を使いにくくするような方向の部分もあるのですが、それでも自由度が増していくと、今までの検証方法がうまく適合できるかどうかという不安は当然あるわけなので、これを機に省エネ基準をちゃんと審査するという体制の中で、木造をほかの構造と同じレベルに合わせるというのはぜひ進めさせていただきたいと思います。これは意見です。

それから、もう1点は割と細かいことですが、18ページの18行目辺りに混構造の建築物に関して書かれていて、その後半で「火災性状の激しい木造部分を想定した」と書かれていたのですが、今気がついたんですけれども、ここはどちらかというと、一体とした燃焼を想定した木造部分と同じ規定というような趣旨だと思うので、そのような表現に改めていただけたほうがいいのかと思います。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。18ページに関しては、火災性状の激しい、鉄骨は被覆していなかったら溶けてしまうわけですから、そういうことも含めてかと思えますけれども、少し御検討いただけたらと思います。

【事務局】 部分だけを見るか、全体で見るかということかと思えますので、御指摘あり

がとうございます。検討します。

【部会長】 よろしいでしょうか。御指摘ありがとうございます。

続いて〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 私も18ページ、19ページの小規模建築物等のところで、一応書いてくださっていますが、少し意見を申し上げたいと思います。

4号特例の構造審査をすることについて、構造審査を行う範囲を拡大するということが書かれています。その中で19ページ、15から18行目ぐらいで、オンライン化等も含めてさらなる効率化、負担軽減と書いてありますが、審査方法の合理化について徹底して検討した上で方針を決めていただかないと、申請業務に支障が出ることも十分考えられると思います。審査範囲を広げるということだけではなくて、合理的な審査方法についても早急に提示いただければありがたいと思います。

それから、私が読み込めていなかったら申し訳ないのですが、質問も含めてご意見申し上げます。18ページで、現行の高さ13メートル以下かつ軒高9メートル以下という基準を、16メートル以下に見直すということと、関連して建築士の業務範囲についても見直すという話だったと思いますが、これは軒高9メートル以下というのはなくなると考えてよかったですのでしょうか。これに関しては、二級建築士の業務範囲の拡大という形になると思いますので、講習会等を行われるようなときに、周知の徹底が必要で、技術的なことも含めてフォローアップが必要ではないかと思います。これに関しては、どこに何を書くべきということではありませんが、引き続きフォローアップの検討をいただければと思います。

それから、先ほどの気候風土適応住宅の話に戻って申し訳ないのですが、気候風土適応住宅という仕組みによって外皮性能基準を含めない評価が可能とお伺いしたと思いますが、〇〇委員がおっしゃっていたように、そのことについて今回の報告案には特に明言されていないということと、現状は、まだ整備されている地方公共団体は少数で、大半の地方公共団体では制度がきちんと整備されていないことを考えると、それらが整備されるまで待っている間に省エネ適合義務化によって建築がつぶされていくということもあり得ます。外皮性能基準等以外の評価方法について、今後検討すべき課題であるということはきちんと明言していただければありがたいと思います。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。軒高9メートル以下の扱いをどうするかというのはちゃんと議論しておいて、はっきりさせておいたほうがいい問題だと思います。その点について事務局から御返答をお願いします。

【事務局】 前後しますが、1つは19ページの確認審査の話で御指摘がありました、その中にも記載してございますように、審査側への周知・習熟等もきめ細かくやって、できるだけスムーズに施行していくということを考えておりますので、できるだけ合理的なやり方でできるように進めていきたいと思っております。この点についても、引き続き関係団体の皆様の御協力をいただければと思っております。

あと、高さと軒高、18ページの関係ですけれども、今は高さと軒高の両方で規制しておりますが、これに先立って見直した防火規制では高さ制限だけにしております。この構造計算ルートの区分の話についても、同様にその高さの区分だけにできればということで記載してございます。

なお、二級建築士の業務との関係で言うと、高さ区分までが今のルート1、許容応力度計算でできる範囲、イコール二級建築士で設計ができる範囲となっておりますので、それに合わせて二級の方でもできる許容応力度計算の対応範囲が広がることとなりますので、二級建築士の業務範囲も同様に整理する、広げるということで考えてございます。こういった内容も含めて定期講習の機会等もございまして、制度が決まってくれば、いろいろな機会でも周知していきたいと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。私は座長として自分の意見の表明は控えておりましたけれども、軒高9メートルに関しては、木造の軸組構法の軒高で、制限をかけるというのはある意味を持っていたと思うので、防火規定とは別の意味だと思いますので、それを外してもいいということに関しては十分な理論武装をしておいていただいたほうがよろしいかと思います。これは私の個人的な意見でございます。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 今、既に事務局から御回答いただいたので、もう言うことはないかと思っただけですけれども、一言発言します。

今、この文章は課題や方向性の総論みたいなものなのでこれでいいと思うんですけども、〇〇委員や〇〇委員の御発言を聞いていると、19ページ、②のこれまで審査対象になっていなかったものが対象になるとかということについては、これからすぐ世の中で議論になるところだと思います。もう既に4号特例撤廃とかいうセンセーショナルなニュースで、「反対運動をしなくていいのか」とかいう意見もちらほら聞こえます。

私自身は構造設計をする立場として、前回も申しましたけれども、当たり前のことをしていく設計者にとっては全く負担のない、当たり前の内容が審査対象になるということで負

担が増えるものではないと考えているのですが、例えば19ページの②の13行目までを見ると、構造的・安全性の基準等も審査対象とするというような表現で、何かすごく大変なことになるのではないかという不安をあおるようなものを感じさせてしまうかと思います。先ほど〇〇委員が、19ページには木造の自由度が制限されるようなニュアンスも感じられるとおっしゃったんですけれども、そのような不安を与えるものであってはこの方針の正しい意図が伝わらないので、どこをどうすればいいのかは分からないのですが、表現は注意深くしたほうがいいと思いました。

〇〇委員も言われましたけども、例えば審査がスムーズにいくように、それは次の各論とか詳論の話になると思うのですが、4号建物で審査に必要なもの、例えば壁量計算、4分の1分割の壁のバランスチェックと接合金物程度でいいとか、そういう確認申請の段階で過度な要求をされないように、最低これだけでよいというような項目で整理するとか、そういうことが準備中であるみたいなニュアンスを何か付け加えると、混乱が起こらないのかという気がしました。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。少なくとも「審査対象とする」ではなくて、「審査対象とすることが適切である」というぐらいの表現かという気がしますが、ともかく制度の移行時に関していろいろな問題が生じないよということ、国土交通省としては、もう身にしみてそのことは留意するようにされているとは思いますが、さらに一層の準備、御検討をお願いしたいと思います。

今のことに對して、何か事務局から御返事はありますか。

【事務局】 もちろん確認申請で必要な図書等は施行規則等もございますし、改めて精査していく必要はあるかと思っておりますが、そういう意味でも、どういう図書を出せばいいのかみたいなことは、今後、明示していくということになろうかと思っております。そういう意味合いも含めて、「円滑な施行」ということで記載させていただいているつもりでございますので、また御理解のほどよろしく申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 続いて〇〇委員、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 19ページの②のことで意見を述べさせていただきたいと思います。

この部分はもうまさに我々の団体、会員の主戦場となる範囲の建築物ですので、会員の中にはハレーションを起こす方もおりますが、当団体としては前向きに捉えて、来るべきとき

に対応したいと考えております。その中でこの件について当団体では独自に13の指定確認検査機関にヒアリングを行いましたところ、特例廃止に伴う審査期間、審査費用については2倍、3倍かかるというアンケート結果を得ております。さらに資格者の配置も足りていないという状況を確認しておりますので、国交省からの資料では充足されているような形になっていますが、実際には手いっぱいということが確認できております。再び混乱を来さないように、実施時期についても、省エネ基準適合時期などにとらわれずに決めていくことが極めて重要だと考えています。

加えて、18ページの35行目に二級建築士の業務範囲の区分の整合とかありますが、こちらも現状、三級建築士の扱いになっている木造建築士についても、木造という名称がついておりますので、ぜひとも木造建築士も一定の業務範囲を見直していただけるようお願いしたいと思います。以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。何か事務局から御返答はあるでしょうか。

**【事務局】** 今、全国的には、御承知のように指定確認検査機関が確認検査の大部分を担ってございます。今回の見直しに伴って、先ほど〇〇先生からも御指摘がありましたように、提出する図書自体がそんなに莫大に増えるということでないかと理解しておりますけれども、指定確認検査機関への周知等も含めて丁寧にやっていければと思っておりますし、スムーズな施行に向けて団体さんの御協力もいただければと思っております。

それから、建築士の業務区分につきましては、二級建築士はルート1、許容応力度計算ができるという整理の下で位置づけられておりますけれども、今のところ木造建築士さんはそういう整理になっておりませんので、これに合わせた見直しというのは現状では難しいかと思っておりますので、御理解いただければと思います。

**【部会長】** よろしいでしょうか。〇〇さん、御意見ありがとうございました。

前回は前半と後半の御意見が3対2ぐらいだったような記憶があるのですが、今日は前半に19人の委員から御意見をいただいて、後半は6人の意見しか出ていないので、私の時間バランスが少し余ってしまった状況ですけれども、何か全体を通して、もう一つこれを言っておきたいというような御意見があれば承りたいと思いますので、お手を挙げていただけるでしょうか。

特にお手が挙がらない状況でしょうか。今まで2度やらせていただいて、様々な御意見をいただいて、それを取り入れた形で今日のということだったのですが。〇〇委員から手が挙がりました。御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 前半部分になるのですが、13ページ、(3) 既存建築ストックの省エネ化等の促進のところ、1)、2)、3) とあるんですけども、1) は省エネを促進するという内容よりも、既存部分については適用を求めないという内容なので、順番としては、これは3番目に来るとどうかと。つまり1) は最後に持ってくるような内容ではないかと思うんですけども。それだけです。

【部会長】 ありがとうございます。この辺はなかなか難しいところで、ともかく既存ストックの省エネ化は非常に難しい課題の中で、阻害要因にならないようなこと、特に1) を強調したかったということはあろうかと思えますけれども、おっしゃることもごもっともですので、事務局で検討いただいて、最終案を決めていただきたいと思います。ということではよろしいでしょうか。

【〇〇委員】 はい。よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、最後に〇〇委員、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。資料等についてはないですけども、これから御説明いただけると思うのですが、パブリックコメントはいつから行われるのでしょうかということ、それからパブリックコメントで集まった意見はどんなふうにお扱いの予定なのか。もちろん整理して公表されると思うんですけども、たくさんの意見が集まった場合は反映していただけるのか。その辺りのニュアンスをお知らせいただければと思います。

【部会長】 ありがとうございます。おっしゃるようにこの後の議題として用意されていますので、今の御質問も含めて、この後、説明いただきたいと思います。

それでは、〇〇委員から手が挙がっているようです。ほとんど時間になってきましたので、簡潔をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 簡単に、質問です。4号の審査特省略が縮小されたのは大変よかったと思っているのですが、重量化との関係で、不同沈下等のおそれが拡大すると思われませんが、今回、地盤との適合性とか不同沈下の問題に新たに何らかの対策が講じられるということになるかを教えていただければと思います。

【部会長】 これは御返答いただけるでしょうか。

【事務局】 今も基礎の選択に当たって、全体の荷重によってこういう形式を選択するような形になっておりますので、もちろん新しい壁を造りましたら当てはめてみて、それで大丈夫かというチェックはすることになると思えますけれども、そうした安全性には従来から配慮されているということかと思っています。



【〇〇委員】 そうすると基本的な考え方としては、既存の法規制で対応できると考えておられるという理解でよろしいですね。

【事務局】 はい、結構です。

【〇〇委員】 ありがとうございました。

【部会長】 今日もいろいろ話題に出てきましたが、法規制上はそうですけれども、設計する建築士の責務は、そういうことも含めてちゃんとやることを今後も強調していかなければいけないということかと思えます。ありがとうございます。

それでは、御発言いただかなかった方もいらっしゃるかもしれませんが、かなりの御意見をいただきましたので、質疑応答につきましてはこれまでとさせていただきたいと思えます。今後、部会としての報告案の取りまとめを行う必要がありますが、まず今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 今回は1月20日に開催させていただく予定としておりますこの合同部会でございますけれども、両部会で報告を取りまとめていただきたいと思いますと思っておりますが、先ほども〇〇委員から御質問がありましたように、この後できるだけ速やかにパブリックコメント募集を実施したいと思っております。約1か月したいと思っております。その上で次回の合同会議におきまして、パブリックコメントも踏まえて、〇〇委員はたくさん意見をいただいたらというふうな観点でおっしゃっていますけれども、必ずしもたくさん意見があるというよりは中身次第だと思うのですが、中身を拝見した上で、それも踏まえた報告案ということで事務局からお示しさせていただきたいと考えております。

【部会長】 ありがとうございます。事務局より、今後のスケジュールについて説明いただきました。今後パブリックコメントを行うということですが、パブリックコメントにかける報告案については、今日、部会でたくさんの御意見いただきました。それを踏まえて案を作成したものをパブリックコメントにかけるということで、私、部会長と事務局にその案を一任いただくということよろしいでしょうか。

これは「異議あり」とかそういうのかウェブだと一番難しいところですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 ありがとうございました。特段の異議はないようですので、そのようにさせていただきます。

次に議事2、その他とありますけれども、何かございますか。

【事務局】 特にございません。

【部会長】 その他は特にはないそうです。

今日の議事次第については以上で全てとなりますけれども、最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局】 本日は長時間にわたる御審議、大変ありがとうございました。先ほど資料3で説明したとおり、次回の建築環境部会及び建築基準制度部会は、年明け1月20日の木曜日、午後1時から開催する予定でございます。詳細につきましては、委員の皆様を追って御連絡を差し上げます。なお同日、その後に少し時間をおいて分科会も予定させていただいております。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、第22回建築環境部会及び第19回建築基準制度部会の合同会議を終了させていただきます。今日は長時間にわたる御審議、大変ありがとうございました。

— 了 —